

「分別解体等実施の手順」・・・対象建設工事の分別解体等は次の手順で行わなければなりません。

対象建築物等に関する調査の実施

- ・対象建築物等及びその周辺の状況に関する調査
- ・作業場所に関する調査
- ・搬出経路に関する調査
- ・残存物品の有無の調査
- ・付着物の有無の調査 等

分別解体等の計画の作成

次の事項を内容とする計画を作成します。

- ・対象建築物等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容
- ・工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体等の方法
- ・対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所
- ・その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等

工事着手前に講じる措置の実施

工事着手前における作業場所及び搬出経路の確保等の実施

工事の施工手順

建築設備・内装材等の取り外し



屋根ふき材の取り外し



外装材・上部構造材の取り壊し



基礎及び基礎ぐいの取り壊し



、は手作業
が原則です

、は手作業と機械
作業が併用できます

～ の具体的内容については、次頁(4ページ)を参照してください。